

小郡三井医師会互助会規程

第1章 総 則

第1条 本会は、小郡三井医師会互助会という。

第2条 本会の会員は、小郡三井医師会会員及び医師会職員（以下「職員」という）をもって組織する。

第3条 本会は、会員の相互扶助並びに福祉増進を図ることを目的とする。

第2章 事 業

第4条 本会は、第3条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員及び職員の長期病臥に対する見舞。
- (2) 死亡に対する弔慰金の贈呈。
- (3) 退会者に対する餞別金の贈呈。
- (4) 天災、火災等不慮の災害に対する救済。
- (5) 小郡三井医師会互助会表彰規程に基づく会員、その従業員及び職員の表彰。
- (6) その他会員相互の福祉増進に必要な事項。
- (7) 医学、医育、医政並びに厚生事業等の功労者の表彰。

第3章 会員並びに加入脱退

第5条 小郡三井医師会会員は、すべて本会に加入する義務を有するものとする。

第6条 本会員は、所定の会費を納入しなければならない。

第7条 本会員たる者が、本会を退会または転出した場合は、本会員の資格を失う。
その際の餞別または見舞金の額は、別に細則で定めるところによる。

第4章 会 費

第8条 本会は、会費により運営される。年額は、別に細則で定めるところによる。

第9条 本会の会費よりその年度の諸経費、支給金等を差し引いた残額は、全部積立金中に繰り入れ、会の基金とする。

第10条 福岡県医師互助会よりの支部交付金は、本会事務費として基金に繰り入

れられるものとする。

第 11 条 積立金が一定額に達し、本会運営に支障がないと認められる時は、役員会の決議を経て、会費の減額、あるいは会費徴収の一時停止を行うことができる。

第 12 条 即納会費は、本会規程に定めるもののほか、本会解散以外には払戻をしない。

第 5 章 役 員

第 13 条 本会の役員は、小郡三井医師会の会長、副会長、理事及び監事が夫々理事長、副理事長、理事及び監事に当たり、本会の業務に当たるものとする。

第 14 条 役員の任期は、小郡三井医師会のそれに準ずる。

第 6 章 会 議

第 15 条 会議は、特に急を要するもののほかは、小郡三井医師会の各会議の際に行うものとする。

第 16 条 役員会は、理事長、副理事長、理事、監事をもって構成する。役員会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。役員会では、支給金額の決定、会員の入退会の承認、表彰費の決定、積立金の利用方法、その他重要な事項を審議決定する。

第 7 章 支 給 表 彰

第 17 条 本会員及び職員であって、第 4 条各項に該当する者がある場合は、役員会で実情を調査審議し、規程に従い支給を決定する。支給の内容は、別に細則で定めるところによる。

第 18 条 会費納入を怠った場合は、支給を中止する。ただし、事故発生以前に滞納金を完納したときは、権利の復活を認める。

第 8 章 雑 則

第 19 条 本会会務運営に関する施行は、理事会で別に定めることができる。

第 20 条 本会は、業務遂行上必要ある場合は、職員、嘱託員を置くことができる。

この任免は理事長が行う。

第 21 条 職員、嘱託員の服務及び給与に関する規程は、理事会の議を経て理事長が定める。

第 22 条 本会の旅費、日当、諸手当は、小郡三井医師会の該当規程を準用する。

第 23 条 本会の諸経費は、会費から支給する。

第 24 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 25 条 本会を解散しようとする場合は、会員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
ただし、委任状の行使を認める。

第 26 条 本規程は、昭和 31 年 6 月 21 日から施行する。

設定	昭和 31 年	6 月 21 日
改訂	昭和 43 年	3 月 1 日
改訂	昭和 53 年	1 月 26 日
改訂	昭和 59 年	5 月 24 日
改訂	平成 2 年	3 月 5 日
改訂	平成 21 年	11 月 17 日

小郡三井医師会互助会施行細則

第1章 会 費

第1条 会費は、小郡三井医師会会員は年額6千円、職員は年額2千円とする。ただし、日生団体保険料は、医師会員のみ別途に徴収する。

第2章 互助会の支給

第2条 会員及び職員の病臥1ヶ月、または疾病重篤な場合は、

- (1) 会員に5万円または相当額の見舞品を贈る。
- (2) 職員に3万円または相当額の見舞品を贈る。

第3条 会員、職員及び家族死亡の場合は、

- (1) 会員に花輪一对と10万円の香典を贈る。
- (2) 職員に花輪一对と5万円の香典を贈る。
- (3) 会員の家族（配偶者及び1親等）に5万円の香典を贈る。
- (4) 職員の家族（配偶者及び1親等）に2万円の香典を贈る。
- (5) 日生団体保険加入の会員は、(1)の外に保険相当額を贈る。ただし、長期加入者で75才を越えて保険加入の資格が消滅した会員には、50万円を、(1)の外に贈る。

第4条 会員の退会及び職員の退職の場合は、その都度役員会で餞別金額を審議決定する。

第5条 会員及び職員が、天災または火災等の災害を受けた場合には、その都度役員会で見舞金を審議決定する。

第6条 天災、火災、伝染病の流行または事変等により、一度に多数罹災した場合には、役員会または総会の決議により、前記見舞金額を変更することができる。

第3章 積 立 金

第7条 本会において別に定める表彰規程に基づく表彰費は、役員会の審議により、互助会積立金よりこれを支弁するものとする。ただし、各被表彰者を雇用する会員は、その表彰に必要な費用の2分の1以下に当たる額を負担するものとする。

第8条 会員の相互扶助及び福祉増進、並びに運営上必要と認められる事項については、役員会または総会の決議があれば、積立金を使用することができる。

第9条 積立金は、会費のほか寄付金もこれに繰り入れることができる。

附 則

第10条 この細則は、昭和31年6月21日より施行する。

設 定	昭和31年	6月21日
改 訂	昭和43年	3月 1日
改 訂	昭和53年	1月26日
改 訂	昭和55年	5月27日
改 訂	昭和59年	5月24日
改 訂	平成 2年	3月 5日

小郡三井医師会互助会表彰規程

小郡三井医師会員、その従業員または医師会職員であって、次の各項に該当するものがあるときは、役員の推薦または会員の申請により、役員会の審議を経てこれを表彰するものとする。

- (1) 本会々員であって、30年以上業務に従事したもの。
- (2) 本会々員であって、医師会役員として功労のあったもの。
- (3) 本会々員であって、有益な学術研究を完成し発表したもの。
- (4) 本会々員であって、医育、医政及び厚生事業等に功労のあったもの。
- (5) 本会々員であって、著明な善行のあったもの。
- (6) 本会々員事業所の従業員及び医師会職員であって、下記の年限に該当するもの。

- 1) 5年
- 2) 10年
- 3) 15年
- 4) 20年
- 5) 25年
- 6) 30年
- 7) 35年

改訂 平成18年7月14日（表彰年数の変更）